

平成19年第2回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

議事日程〔第3号〕

6月20日（水曜日）午前9時 開会

開議宣告

日程第1 第43号議案から第50号議案まで及び第1号報告から第4号報告までについて委員長報告
（質疑・討論・表決）

日程第2 意見書案第1号及び意見書案第2号上程
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

- | | |
|------|-----------|
| 1 番 | 近 藤 紀 男 |
| 2 番 | 成 重 博 文 |
| 3 番 | 安 達 隆 |
| 4 番 | 尾 上 真 一 |
| 5 番 | 山 田 秀 夫 |
| 6 番 | 松 本 博 彰 |
| 7 番 | 中 山 田 健 晴 |
| 8 番 | 河 野 徳 久 |
| 9 番 | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力 |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍 太 郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 19 番 | 菅 健 雄 |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 浄 |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

欠席議員（0名）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二

書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	都 甲 昌 勲
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	青 野 素 久
市参事兼総務課長	佐 藤 良 雄
市参事兼真玉市民センター長	
	北 崎 順 一
市参事兼香々地市民センター長	
	小 野 俊 久
市参事兼環境課長	水 江 義 和
プロジェクト推進課長	中 嶋 栄 治
財 政 課 長	野 村 信 隆
商工観光課長	桑 原 茂 彦
税 務 課 長	河 野 清 一
市 民 課 長	河 野 三 男
福 祉 事 務 所 長	大 園 栄 治
保 健 年 金 課 長	尾 造 正 直
子育て・健康推進課長	安 東 良 介
農 林 振 興 課 長	小 野 彰
農地整備課長	尾 形 雄 治
建 設 課 長	奥 田 秀 穂
下 水 道 課 長	高 瀬 日 出 男
消 防 本 部 消 防 長	安 藤 義 文
総 務 ・ 法 規 係 長	久 保 健 一
秘 書 広 報 係 長	川 口 達 也

教育庁

教 育 長	都 甲 桂 一
総 務 課 長	安 東 洋 義
学校教育指導室長	早 田 義 司 郎

議長（菅 健雄君） これより本日の会議を開きます。

議長（菅 健雄君） 日程第1、第43号議案から第50号議案まで及び第1号報告から第4号報告までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。
総務委員長近藤紀男君。

6月20日

総務委員長(近藤紀男君) おはようございます。

去る6月14日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件及び報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第43号議案、「大分県交通災害共済組合規約の変更について」は、大分県交通災害共済組合の規約の議員の組織及び選挙の方法を変更することについて、関係市町村と協議するものです。

第44号議案、「宇佐・高田・国東広域事務組合の設置について」は、ごみ処理施設の新たな建設についての事務を、宇佐市及び国東市と共同して処理するため、宇佐・高田・国東広域事務組合を設置することについて、宇佐市及び国東市と協議するものです。

本議案については、反対の討論がありました。

第46号議案、「豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、「方面団方式」から「分団方式」に変更するなどの消防団組織の再編を行ったことに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第47号議案、「豊後高田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等が公務災害により受ける損害補償の額を決定するための補償基礎額に加算される扶養親族加算の要件を改正するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第44号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第43号議案、第46号議案及び第47号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号報告、「豊後高田市税条例の一部改正について」は、地方税法の一部改正等に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じ、専決処分したものです。

以上審査の結果、第2号報告については、提案の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

第3号報告、「豊後高田市税特別措置条例の一部改正について」は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部改正に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じ、

専決処分したものです。

主な改正内容は、産業の振興を図るため過疎地域における固定資産税の課税免除の適用期間を平成21年3月31日までに延長するものです。

本報告については、反対の討論がありました。

以上審査の結果、第3号報告については、採決の結果、賛成多数で承認すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

議長(菅 健雄君) 委員長報告を続けます。

社会文教委員長河野正春君。

社会文教委員長(河野正春君) 去る6月15日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件及び報告2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第45号議案、「豊後高田市学校給食センター条例の制定について」は、市内の学校給食調理場を一本化し、運営の効率化を図るとともに学校給食衛生管理基準に適合した施設として新たに学校給食センターを設置するため、必要な事項を定めるものです。

第48号議案、「豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第49号議案、「豊後高田市基金条例の一部改正について」は、豊後高田っ子誕生奨励祝品等交付事業の終了に伴い、豊後高田っ子誕生奨励基金を廃止するため、所要の規定の整備を行うものです。

第50号議案、「豊後高田市立幼稚園条例の一部改正について」は、税源移譲による市民税の所得割の税率の改正に伴い、授業料の減免基準を変更するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第45号議案及び第48号議案から第50号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第1号報告、「平成19年度豊後高田市老人保健特別会計補正予算(第1号)について」は、地方自治法の規定に基づき専決処分したものです。

内容につきましては、平成18年度分の社会保険診療報酬支払基金に対する交付金の精算還付及び国庫支出金等の未交付により平成18年度予算に歳入不足が生じることに伴う繰上充用の予算措置であり、補正予算の総額は8,151万2,000円で、補正後の予算総額は37億4,540万6,000円となり、当初予算と比べ2.2パーセントの増となっています。

第4号報告、「豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、学校運営協議会の設置に伴い、早急に所要の規定の整備を行う必要が生じ、専決処分したものです。

以上審査の結果、第1号報告及び第4号報告については、提案の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長（菅 健雄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

私は第44号、48号議案、そして第3号報告に反対討論、第50号議案に賛成討論をいたします。

最初は、宇佐・高田・国東広域事務組合の設置についての議案ですが、本会議や総務委員会で問題点を指摘してきましたように、ごみ処理施設は、当初の計画では、宇佐市と豊後高田市の共同施設を造ろうと。しかしながら、建設用地を探したけれども、最終的には地域に及ぼす影響が大きということから、建設予定地周辺住民の反対が強くて、建設を断念をせざるを得なくなった経緯があります。今回、国東を含めたさらに広域化、この処理施設が大規模になることによって、処理施設周辺、建設予定地周辺の地域住民に与える影響がさらに大きくなって、もう同意を得ることが困難になるんでないかと懸念をされるものであります。

地方自治法によりますと、本来、各自治体で発生したごみは、その自治体で処理することを原則としています。また、高額な建設費は、自治体財源を圧迫することにもなりかねませんので、私はごみ処理施設の大規模化、広域化に反対するものであります。

どうしても、広域化したほうが財政的有利であるというんならば、宇佐との共同のほうがよいのか、

それとも国東を含めたほうがよいのか、ありとあらゆる角度から検討して慎重な判断をすべきであります。永松市長は、こういう問題でも、住民の代表である議会に対して事前に説明をして議員の意見を聞くような機会を設けるなどせずに、もう一方的に上からこの押し付けてくる。そういう手法についても、が問題であると思います。私は現時点での国東を含む広域事務組合の設置については、反対をいたします。

次は、国保条例の一部改正議案についてであります。

今回、所得の高い階層について国保税の上限を3万円引き上げるという内容であります。旧豊後高田市での試算では、4人家族では423万9,000円以上の方がこの3万円国保税引き上げの対象になります。その階層の方々の実態をみますと、必ずしも高額所得者であり、3万円引き上げても生活に影響がないというような状況ではなく、国保加入者というのは、自営業者などが多くあり、厳しい状況の中での増税になりますので、私は反対するものであります。

次は、市民税特別措置条例の一部改正議案についてであります。市長は、特定の企業が設備投資などをしたことを理由に、例えて、平成18年度には、9つの企業に対し固定資産税を4,465万円免除しています。市長が今回提案したこの議案は、3年間免除するこの企業の適用期間を2009年3月末まで2年間延長する条例改定であります。市民には、定率減税を今年度から全面廃止をすることによって、一昨年に比べますと、住民税だけでも年間6,300万円の増税を押し付けながら、その一方で、特定の企業だけには固定資産税を免除する。このような優遇措置を2年間延長することには、反対であります。

最後に、第50号議案、公立幼稚園の条例の一部改正議案ですが、今回の改正部分は、税源移譲により、実際には同じ所得でありながら、住民税が増税になったことに伴い、授業料の減免対象者の対象区分を整備するものであり、当然賛成するものであります。今回は、授業料の減免額については改正をしていますが、私が本会議で指摘したように、小学校1年生、2年生に兄弟が同居する家庭の減免額の改正などを早急に検討され、9月議会に改正議案を提出することを求めます。

文部科学省の補助事業で実施している減免は、市

6月20日

民税の所得割非課税世帯までの低所得者だけに限定をしていますが、豊後高田市では、それとは別に、市民税の所得割税額2万円以下の世帯を対象にする市独自の減免制度とこの条例はなっており、このことについては評価をいたしますが、非課税世帯の減免金額については、市独自の制度がありませんので、この市独自の減免をするよう要求するものです。

調べてみますと、宇佐、中津市では、市民税所得割非課税世帯については、この幼稚園の授業料を全額免除しています。大分、臼杵、佐伯市では、市民税非課税世帯は全額免除しています。ところが、豊後高田市では、市独自の制度として、市民税所得割1万円未満の世帯に1万3,300円の市独自の免除をしておりますながら、市民税非課税世帯には年間2万円の減免、これに限度を決めてずっと2万円で続けています。宇佐、中津、大分、佐伯、臼杵市のように、この実態を参考にして、低所得者に対する減免額の引き上げを要求すると同時に、さらに私立幼稚園についても、今回要綱を改正することになりましたけれども、県下調べてみましても、高田みたいに、宇佐の幼稚園に通う園児に対して、市内よりも半額に減額してるのは高田だけありますので、この不公平を改めることも要求し、討論を終わりたいと思います。

ぜひ皆さんのご賛同をお願いいたします。

以上で終わります。

議長(菅 健雄君) 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第44号議案及び第48号議案並びに第3号報告を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第44号議案及び第48号議案並びに第3号報告を除く各議案及び報告は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第44号議案について、

起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第44号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第44号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第48号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第48号議案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第48号議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号報告について起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第3号報告は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(菅 健雄君) 起立多数であります。

よって、第3号報告は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

議長(菅 健雄君) 日程第2、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

議長(菅 健雄君) 提案理由の説明を求めます。

10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) 提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第1号、「道路特定財源の確保等に関する意見書」についてです。

国民共有の財産である道路は、人や物資の流れに大きな役割を果たす最も基本的な社会資本であり、文化や歴史が行き交うコミュニケーションの場として、その整備は国民が等しく熱望するものです。

特に、都市部に比較して高速道路等広域高速交通体系が不十分な地方においては、道路整備は計画的かつ着実に推進されなければなりません。

しかし、政府においては、公共事業の抑制に加え、道路整備に用途が限定されている「道路特定財源」について、平成20年度以降、暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率を維持するものの、毎年度

の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とするとし、今後の地域における道路整備に大きく影響を与えかねないものとなっております。

今回の意見書提出は、以上の状況を踏まえ、「道路特定財源」を全て道路整備に充当し、今後も道路整備を着実に推進するよう、政府に対し要望するため提案しました。

以上、何卒慎重審議の上、ご協賛くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（菅 健雄君） 1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第2号、「義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の拡充を求める意見書」であります。

政府が進めてきた「三位一体改革」の中で、2006年3月29日「国の補助金等の整理及び合理化に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律」が成立しました。

この間、地方分権に伴う財源移譲にからんで、義務教育費国庫負担制度そのものを廃止し一般財源化する方針がだされましたが、制度の堅持を求める多くの国民世論を背景に、制度は存続されたものの、国の負担率は2分の1から3分の1に引き下げられました。

国の負担率引き下げにより、県の負担率は3分の2と大幅に増える中、地方交付税への県への依存度が高まっていますが、大分県においても地方交付税の削減は必至であり、教育財源の確保がますます厳しくなることが危惧されています。

義務教育費国庫負担制度は、国としての「最低保障」のものであり、義務教育の機会均等とその水準の維持・向上及び地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものであり、これまで学校教育に大きな役割を果たしてまいりました。

義務教育費国庫負担の削減は、教育の質の低下を招くと共に、地域間のみならず家庭の経済力によっても、義務教育の水準格差が拡大してくることは必至であります。

以上のことから、義務教育費国庫負担の2分の1の復元を要望するものであります。

次に、地域の実情に応じたきめ細かい教育の実現のために、30人以下学級、複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画の実施と学校施設整備費、就学援助、奨学金などの教育予算の充実、教職

員の人材、給与財源の確保のため、国の教育予算の拡充を要望するものであります。

以上、何卒慎重審議の上、ご協賛くださいますよう、お願い申し上げます。終わります。

議長（菅 健雄君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 日本共産党の大石であります。

私は、意見書案第1号、「道路特定財源の確保等に関する意見書」について、反対討論をいたします。

市民生活に及ぼす生活道路の整備を促進することについては、もちろん賛成であります。しかしながら、いま提案者から説明がありましたように、今回の大きな趣旨は、道路特定財源をすべて道路工事に充てよという意見書なんですけれども、実は、この実態を調べてみましても、ゼネコンが建設する大型道路工事に大半が使われてるんであって、いま、私も日本共産党は、国会においても、この道路財源をただ道路だけというのではなくて、一般財源化することを要求しておりますし、国会でも他党派もそれを主張することになってきております。

よって、私もは、ここまです、国の状況も変わってきてるときに、地方の議会が、ただ、このゼネコンを助けることにつながるような道路特定財源の確保に対する意見書を提出することについては、反対であります。

ご賛同をお願いしまして、終わります。

議長（菅 健雄君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） これにて討論を終結いたします。

6月20日

議長（菅 健雄君） これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（菅 健雄君） 起立多数であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第2回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前 9時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 山 田 秀 夫

〃 松 本 博 彰